

送り付け商法の対処法

相談事例 自宅のポストに国際郵便でマスクが投函されていた。誰も注文しておらず、送信元の情報もない。届いたマスクをどうしたらいいか。

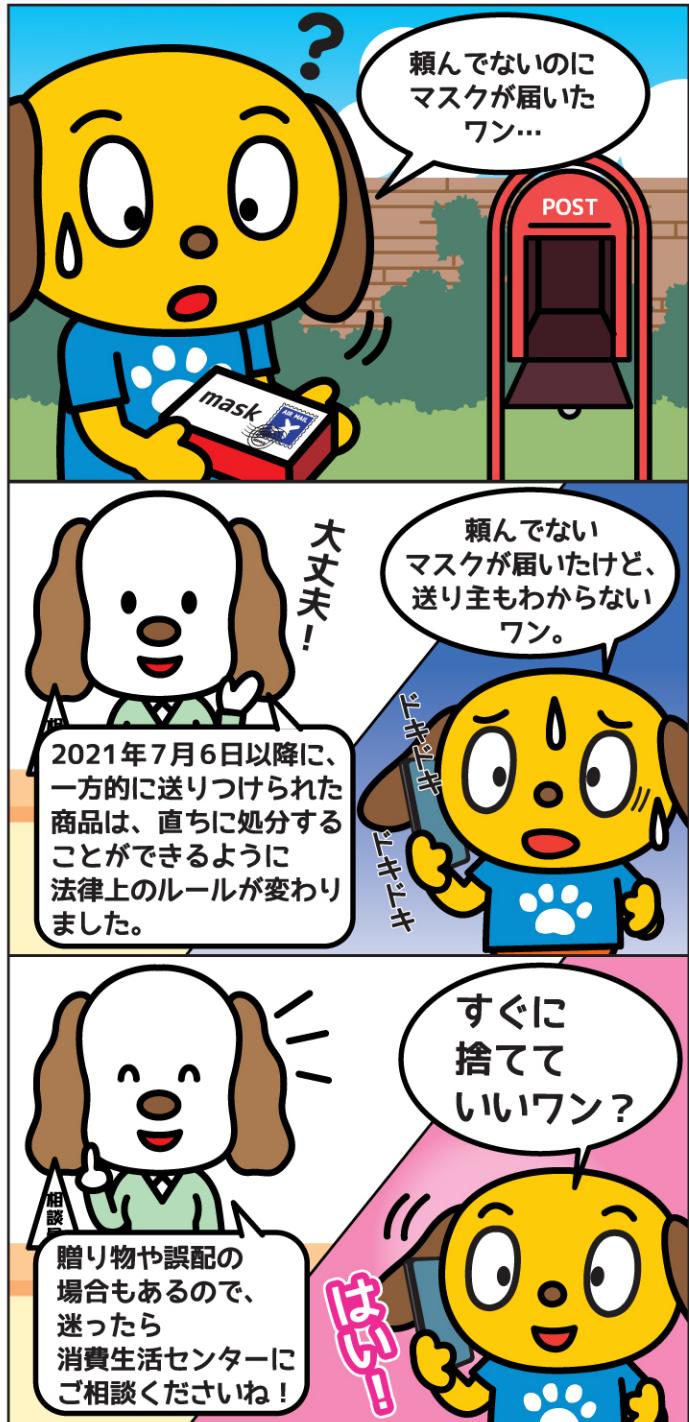
アドバイス

送り付け商法とは、商品を一方的に送り付け、消費者が受け取った以上購入しなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法です。

これまで高齢者を中心にサプリメントやカニなどを送り付けられるトラブルが多数寄せられていました。昨年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に便乗してマスクが送り付けられるケースが急増しました。

今回、改正特定商取引法の一部施行により、2021年7月6日以降に一方的に送り付けられた商品は、消費者が直ちに処分することができるようになりました。

また、一方的に送り付けられた商品代金を請求されても、支払う義務はありません。事業者から請求されても、応じないようになります。中には、誤配や贈り物で届くケースもありますので、処分していくかどうか迷ったときは、消費生活センターまでご相談ください。



一方的に送り付けられた商品はすぐに処分することができるワン。代金を請求されても支払う義務はないワン！

